

京都市告示第185号

児童福祉法第56条第4項の規定に基づき、平成17年4月15日から平成18年3月31日まで、京都市保育所保育料の収納事務の一部を次の団体に委託します。

平成17年4月15日

京都市長 榊本 頼兼

- 1 社会福祉法人 醍醐保育園
- 2 浄土真宗本願寺派社会事業協会
- 3 社会福祉法人 曙福祉会
- 4 社会福祉法人 京都地の塩会
- 5 社会福祉法人 京都社会福祉協会
- 6 社会福祉法人 不動園
- 7 社会福祉法人 志心福祉会
- 8 社会福祉法人 京都保育センター
- 9 社会福祉法人 春日野園
- 10 社会福祉法人 真友福祉会
- 11 社会福祉法人 端山園
- 12 社会福祉法人 紫山福祉会
- 13 社会福祉法人 醍醐福祉会
- 14 社会福祉法人 照真福祉会

(保健福祉局子育て支援部保育課)